

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	傷病手当金の支給	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例附則第27項から第31項まで 堺市国民健康保険条例施行規則附則第5項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>給与等（※）の支給を受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合において、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間の末日までの間のうち労務に服することを予定していた日について、申請により、傷病手当金を支給する。</p> <p>※ 「給与等」とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与から賞与（3月を超える期間ごとに受けるものをいう。）を除いたものをいう。</p> <p>1 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間に支給を受けた給与等の額の合計額を就労日数で除して得た額（10円未満四捨五入）の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）とする。 ただし、健康保険における標準報酬月額等級の最高等級に対応する標準報酬月額額の30分の1に相当する額（10円未満四捨五入）の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）を上限とする。</p> <p>2 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>3 給与等の全部又は一部の支給を受けることができる者については、当該給与等の支給を受けることができる期間は支給しない。ただし、当該給与等の支給額が上記の額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>4 必要書類 ア 申請書（①世帯主記入用）（様式第1号） イ 申請書（②被保険者記入用）（様式第2号） ウ 申請書（③事業主記入用）（様式第3号） エ 申請書（④医療機関記入用）（様式第4号） ただし、上記「エ」については帰国者・接触者外来を受診した場合にのみ必要。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	